



【目次】

- 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」をご存じですか？
- 相続の勉強部屋 第六回 ～ 相続税の計算例
- 労働基準法が、平成22年4月1日に改正されます。
- さくら総合会計 新潟事務所内のご紹介

2009. 1. 20 発行

第 146 号

(初版1997. 01)

「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」をご存じですか？

原油に加え、**原材料・仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業の資金繰りを支援するため**、平成20年10月31日より、「原材料価格高騰対応等緊急保証」が開始されています。

＜ 適 用 要 件 ＞

指定業種に属する事業を行っており、以下のいずれかの要件に当てはまる**中小企業者**が適用されます。

1 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上減少している。

2 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。

3 最近3ヶ月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均総売上利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上低下している。

＜ 制 度 内 容 ＞

保証金額

一 般 保 証

2億8,000万円

うち無担保8,000万

+

別 枠 で

2億8,000万円

うち無担保8,000万

★ すでにセーフティネット保証を利用している場合は、**台算で2億8,000万円まで**となります。

★ **信用保証協会の100%保証**を受けることができます。

- 保証期間 10年以内
- 保証料率 年0.8%以下
- 指定期間



平成20年10月31日～平成22年3月31日まで

＜ 指 定 業 種 ＞

◆平成20年10月31日→545業種

建築業（土木・設備工事等）、卸売業・小売業・製造業（食品・衣類等）、飲食業、運送業、不動産業（代理・仲介等）、運送業、印刷業、広告（代理）業、サービス業（情報処理等）など



◆平成20年11月14日→73業種を追加

卸売業（飲料等）、ソフトウェア業、旅行業など

◆平成20年12月10日→80業種を追加

製造業（電子部品等）、理美容業、ビルメンテナンス業、出版業など

計698業種

対象となる方は、事業所所在地の市区町村で対象業種等の認定を受け、金融機関及び信用保証協会の審査を受けることとなります。

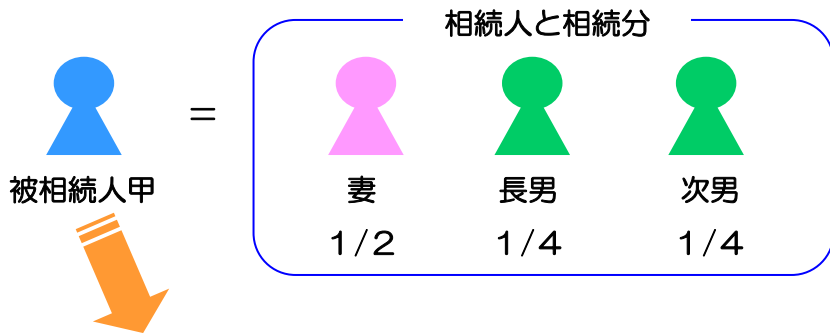
指定業種など詳しい内容については、当事務所の監査担当者にお問い合わせください。

相続の勉強部屋

第六回

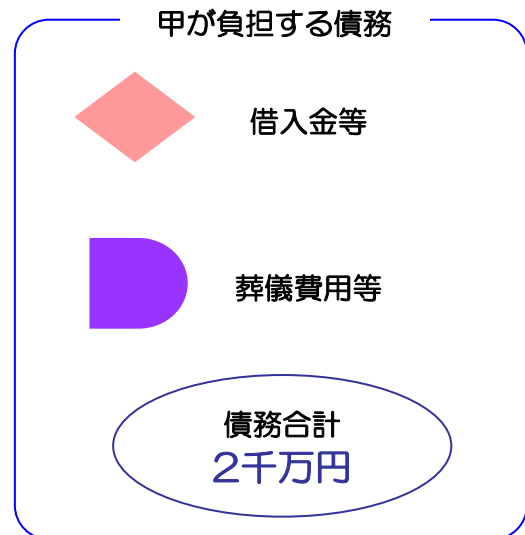
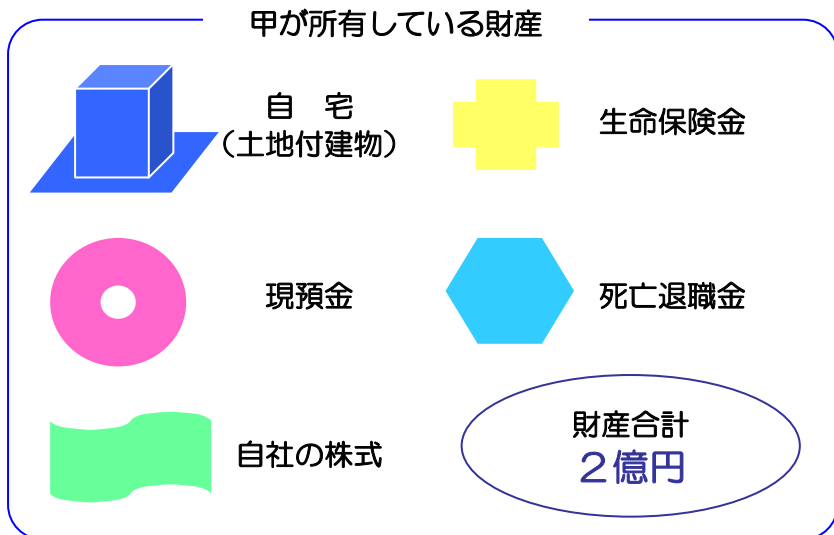
相続の勉強部屋と題しまして、相続の概要や手続きなど、基本的な部分について、シリーズ形式でわかりやすく紹介していきます。
六回目は『相続税の計算』についてご案内いたします。

★相続税の計算例★



相続税がかからない範囲は？
(相続税の基礎控除額)

$$\begin{aligned} & 5,000\text{万円} \\ & + \\ & 1,000\text{万円} \times \text{相続人}3\text{名} \\ & = 8,000\text{万円} \\ & \text{まで相続税がかからない} \end{aligned}$$



$$\text{財産合計 } 2\text{億円} - \text{債務合計 } 2\text{千万円} = 1\text{億}8,000\text{万円}$$

$$1\text{億}8,000\text{万円} - \text{基礎控除額 } 8,000\text{万円} = \underline{1\text{億円}}$$

∴ 1億円に対して相続税がかかる

ケース1

妻がすべて財産を取得する場合の相続税



妻の相続税額	1,450万円
配偶者の税額軽減	▲1,450万円
差引相続税	<u>0万円 (*)</u>

*配偶者は財産の半分、又は、1億6,000万円までは税額軽減により相続税はかからない

ケース2

各相続分で取得する場合の相続税



妻の相続税額	<u>0万円 (*)</u>
長男の相続税額	362万円
次男の相続税額	362万円

労働基準法が、平成22年4月1日に改正されます。

昨今、過重労働による過労死や精神疾患、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)が大きな問題として取り上げられている事は皆さんご存知の事と思います。

これらの問題の一因とされる長時間労働の抑制を目的として労働基準法の一部が改正され、平成22年4月1日より施行されます。

改正ポイント 1

時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

その1

1ヵ月に60時間を超える時間外労働を行った場合

現行25%以上とされている時間外労働に対する割増率について、**1ヵ月60時間を超える部分は50%以上に引き上げられます。**

注1…休日労働(35%以上)と深夜労働(25%以上)の割増率は変更ありません。

注2…下記の中小企業については当分の間、法定割増率の引き上げは適用が猶予されます。

猶予される中小企業

または

①資本金の額または出資の額が

- ・小売業 5,000万円以下
- ・サービス業 5,000万円以下
- ・卸売業 1億円以下
- ・上記以外 3億円以下

②常時使用する労働者数が

- ・小売業 50人以下
- ・サービス業 100人以下
- ・卸売業 100人以下
- ・上記以外 300人以下

※事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

その2

引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給休暇の付与が可能になります。

労使協定を締結すれば、1ヵ月60時間超の時間外労働を行った労働者に対して、**改正法による引き上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することができます。**

注1…労働者がこの有給休暇を取得した場合でも現行の25%の割増賃金の支払いは必要です。

注2…労働者がこの有給休暇を取得しなかった場合は、50%の割増賃金の支払いが必要になります。

★具体例

時間外労働を月76時間行った場合

月60時間を超える16時間分の割増賃金の引き上げ分25%(50%-25%)の支払いに代えて下記の有給休暇の付与が可能



16時間×0.25=4時間分の有給休暇を付与
(ただし、76時間×1.25の賃金支払いは必要)

改正ポイント 2

有給休暇の時間単位での取得が可能になります。 (企業規模にかかわらず適用されます)

労使協定を締結すれば、**年間5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。**

注1…パートタイム労働者でも労使協定を締結すれば時間単位での取得が可能です。

注2…労働者が日単位での取得を希望した場合、使用者は時間単位に変更できません。

以上、改正ポイントをご紹介しましたが、詳細については今後、改正法の施行日までに労働政策審議会等で議論の上、定められる予定です。

お知らせ

平成21年1月から出産育児一時金の支給額が変更になります。

被保険者やその被扶養者が出産した場合に支給される出産育児一時金の額が35万円から**38万円**となります。(産科医療補償制度に加入する分娩機関等で出産した場合※)

※産科医療補償制度に加入している分娩機関については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/search/index.php>

さくら総合会計新潟事務所 新事務所のご紹介

さくら総合会計新潟事務所は、昨年、新潟市西区小新に4階建ての新事務所を建築し、12月に移転しました。

昨年12月22日には、竣工式と内覧会・祝賀会が盛大に行われ、多くのお客様、関係者の方々にお越しいただきましたが、今回は紙面で建物の外観や事務所内の様子をご紹介します。



外観

【さくら総合会計ビル】

1階が駐車場、2階には応接室、執務室、3階が貸事務所、4階に会議室・宿泊室があります。



4階

【会議室】

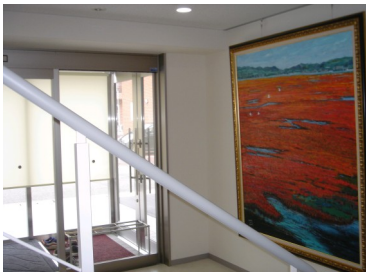
4階には50席ほどある会議室があり、会議・打ち合わせや研修会などで利用できるようになっています。



1階

【玄関】

1階の玄関は、来客用・職員用が別になっています。エレベータの前には絵画が飾られており、来客の方を出迎えています。



おわりに

新潟事務所ができて今年で4年目。当初は県庁前の貸事務所ですら3人からのスタートでしたが、今では職員が6人に増えております。

これから新入社員も2名増え、札幌から出張で来る3名、エス・バイ・エス事業協同組合の1名を加えて、お客様とともに、より一層発展できるように、職員一同努力して参ります。



2階

【執務室】

執務室はさくら総合会計、さくら総合M&Aセンター、エス・バイ・エス事業協同組合が共同で使用しておりますが、広々としたスペースになっています。



【応接室】

応接室は全3室あり、来客の応対や打ち合わせをしています。

編集後記



年が明けても、世の中はあいかわらず景気の悪い話題ばかり…。一緒になって暗くなってしまいそうところを、一歩踏みとどまって、みなさまに少しでも明るい話題をお届けできるよう努めて参ります。本年もよろしくお願いいたします。(中谷)

月刊グローバル 2009年2号

2009年1月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL http://www.dao.or.jp

ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。